

平成21年度 第1回 芦屋市教育振興基本計画策定委員会

次 第

- 日時 平成21年11月20日(金) 13:00~
- 場所 芦屋市役所 北館4階 教育委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状及び任命書の交付
- 3 副市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 委員長の選任・副委員長の指名
- 6 定足数の報告
- 7 議事
 - (1) 教育振興基本計画の策定について
 - (2) 今後のスケジュール
 - (3) 芦屋市の教育に望むもの
 - (4) その他
- 8 閉会

[配布資料]

- ① 芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱及び委員名簿・・・資料1
- ② 国及び県の教育振興基本計画(概要)・・・資料2
- ③ 計画の位置づけ及び体制について・・・資料3
- ④ 教育基本法概要・・・資料4
- ⑤ 国の教育基本計画・・・資料5
- ⑥ ひょうご教育創造プラン・・・資料6
- ⑦ 策定委員会スケジュール等・・・資料7
- ⑧ 各種計画資料等・・・資料8

芦屋市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の原案を策定するため、芦屋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の原案策定に関する事その他設置目的達成のために必要な事項に関する事を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市PTA関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画原案策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者の委員の中から選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、管理部長をもって充て、事務局次長には、行政経営担当部長をもって充て、事務局員には、管理課長、学校教育課長及び生涯学習課長を充てる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

国及び県の教育振興基本計画 (概要)

1 教育を取り巻く背景 (時代の潮流)

- ①質的な充実を求める社会への移行
- ②雇用形態の多様化
- ③少子化・高齢化・核家族化の進行
- ④知識基盤社会の到来と高度情報化の進展
- ⑤国際化の進展

2 教育基本法の改正 (平成18年12月)

- 前文
新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定
- ①教育の目標 (新設)
- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
 - 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自らの精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
 - 三 正義と責任、男女の平等、自他の尊重と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
 - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
 - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- ②生涯学習の理念 (新設)
- ③教育の機会均等 障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきことを新たに規定
- ④義務教育 9年の義務教育の年限について、将来の進展の可能性も考慮し、他法に参照することとする。また、義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の責務などについて新たに規定
- ⑤学校教育 学校教育は、体系的・組織的に行われべきこととす。また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを新たに規定
- ⑥教員 教員の使命と職業の重要性を踏まえ、教員は研究と修養に励み、養成と研修の充実が図られるべきことを新たに規定
- ⑦幼児期の教育 (新設)
- ⑧家庭教育 社会教育が、国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定
- ⑨学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力 (新設)
- ⑩教育行政 不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきことを規定するとともに、国、地方公共団体の役割分担や必要な制度措置について新たに規定
- ⑪教育振興基本計画 (新設)

3 (国) 教育振興計画 (平成20年7月)

今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
 - ◎公教育の質を高め、信頼を確立する
 - ◎社会全体で子どもを育てる
- ②社会を支える、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
 - ◎高等学校や大学等における教育の質を保証する
 - ◎世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成する
 - ◎とともに、大学等の国際化を推進する

今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

- <基本的考え方>
- 教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図る。その際、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効果的で効果的な教育の実現を目指す
- (取組全体を通じて重視する考え方)
- ①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化
 - ②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現
 - ③国・地方それぞれの役割の明確化
- <施策の基本的方向>
- 基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む
- 基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基礎を育てる
- 基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
- 基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保することと、質の高い教育環境を整備すること

特に重点的に取り組むべき事項

- ◎豊かな学力の保証
- ◎豊かな心と健やかな体の育成
- ◎教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- ◎手厚い支援が必要な子どもたちの教育の推進
- ◎地域全体で子どもたちをはぐくむ仕組みづくり
- ◎キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学習の機会の提供の推進
- ◎卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進
- ◎安全・安心な教育環境の実現と教育への社会の保証

4 ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画) (平成21年6月)

【理念】元氣兵庫へ ころ豊かな人づくりー県民すべてがかかわる兵庫の教育の実現ー

1) 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育に取り組めます

- 【めざすべき方向】
- ◎幼児期の教育をはじめとし、公・私立学校とともに、「健やかな心」「健やかな体」「生きる力」をはぐくむ。
 - ◎情報教育や国際化に対応した教育など、今日的な課題に対応した教育を推進するとともに、学力向上分野の充実を図り、「確かな学力」の確立に取り組む。
 - ◎道徳教育を充実し、人間形成の基盤となる道徳性や「豊かな心」の育成に取り組むとともに、国や郷土の伝統と文化に親しみ、歴史・文化の理解を深める教育を推進する。
 - ◎体育・スポーツ活動や健康教育、食育を推進し、「健やかな体」の育成に取り組む。
 - ◎職業教育・キャリア教育を通じて、望ましい勤労観・職業観の育成に取り組む。
 - ◎生徒の多様な学習ニーズに対応する県立高等学校教育改革を推進する。
 - ◎ひょうごユニバーサル社会づくりの理念に基づき特別支援教育の充実に取り組む。
 - ◎選手精神に基づき独自の教育理由のもと、特色ある教育を行う私立教育の振興に取り組む。

4) 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信託される学校づくりを進めます

- 【めざすべき方向】
- ◎教職員の協働体制を確立し、学校の組織力の向上に取り組む。
 - ◎研修や免許更新制度の実施を通して教職員の質の向上を図るとともに、メンタルヘルスの保持・増進等を進め、教職員の健康管理を図る。
 - ◎学校評価等を通じて、「開かれた学校づくり」を推進する。
 - ◎教育の機会均等を確保するため、修学支援の充実などに取り組むとともに、通学路等における安全確保や県立学校施設の耐震化や、安全・安心で高い学習環境を整備する。
 - ◎教育委員会の実施や移動教育委員会等の開催を通じ教育委員会機能の充実に取り組む。

2) 「体験教育」をはじめ兵庫の特色ある教育を推進します

- 【めざすべき方向】
- ◎子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動が行われるよう、兵庫県「体験教育」を推進する。
 - ◎自らの命を守る安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など「共助」の精神を培うよう、震災の教訓を生かし語り継ぐ兵庫の防災教育を推進する。
 - ◎人権という普遍的文化の構築をめざし、人権尊重の理念に基づき「共生」の心の育成に取り組む。
 - ◎いじめ・不登校等に悩む子どもや保護者の悩み等に適切に対応するため、子どもたちの「心」を支えるシステムでの充実に取り組む。

3) 子どもたちの学びをさえるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組めます

- 【めざすべき方向】
- ◎さまざまな教育活動を通して、地域の教育力の向上に取り組む。
 - ◎地域で子育てを支える環境づくりや安心して子育てができる環境づくりなど、教育の原点である家庭の教育力の向上に取り組む。

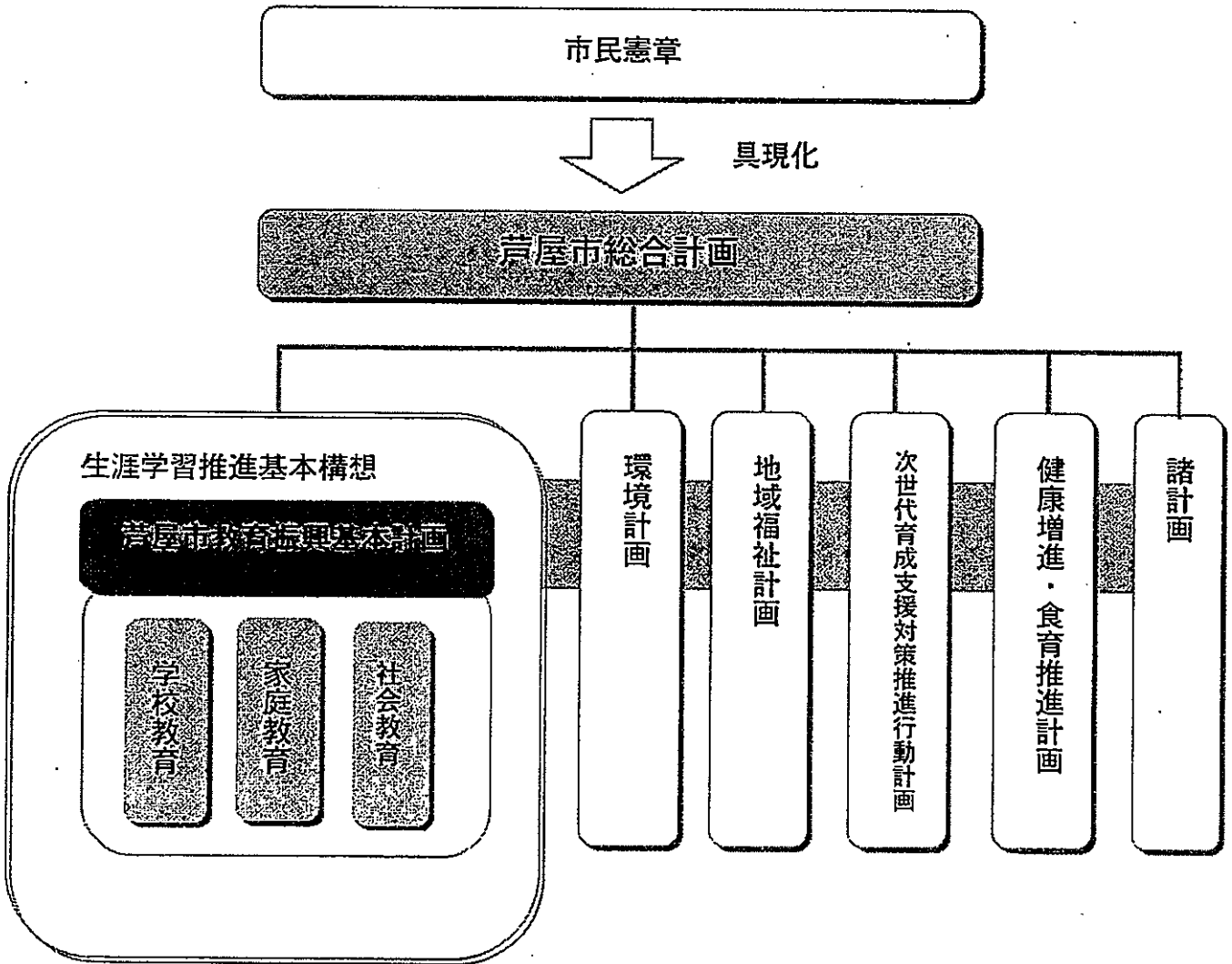
5) 新しい時代を担う人材育成や高度な研究を充実し、地域とともに歩む高等教育を推進します

- 【めざすべき方向】
- ◎県立大学において教育、研究、社会貢献の各分野に積極的に関わり、自律的かつ効果的な大学運営を行う。
 - ◎教育分野では、地域や国際社会で活躍できる創造性と自立性を有する人材の育成に取り組む。
 - ◎研究分野では、先進的・独自の研究や地域の課題に対応した研究を展開する。
 - ◎社会貢献分野では、地域とともに発展する大学として生涯学習、産学連携、国際交流等を積極的に展開する。
 - ◎県内外大学の連携・交流を推進し、それぞれの大学の特色を生かした教育・研究の推進、地域産業や地方自治体との連携による地域社会の活性化を推進する。

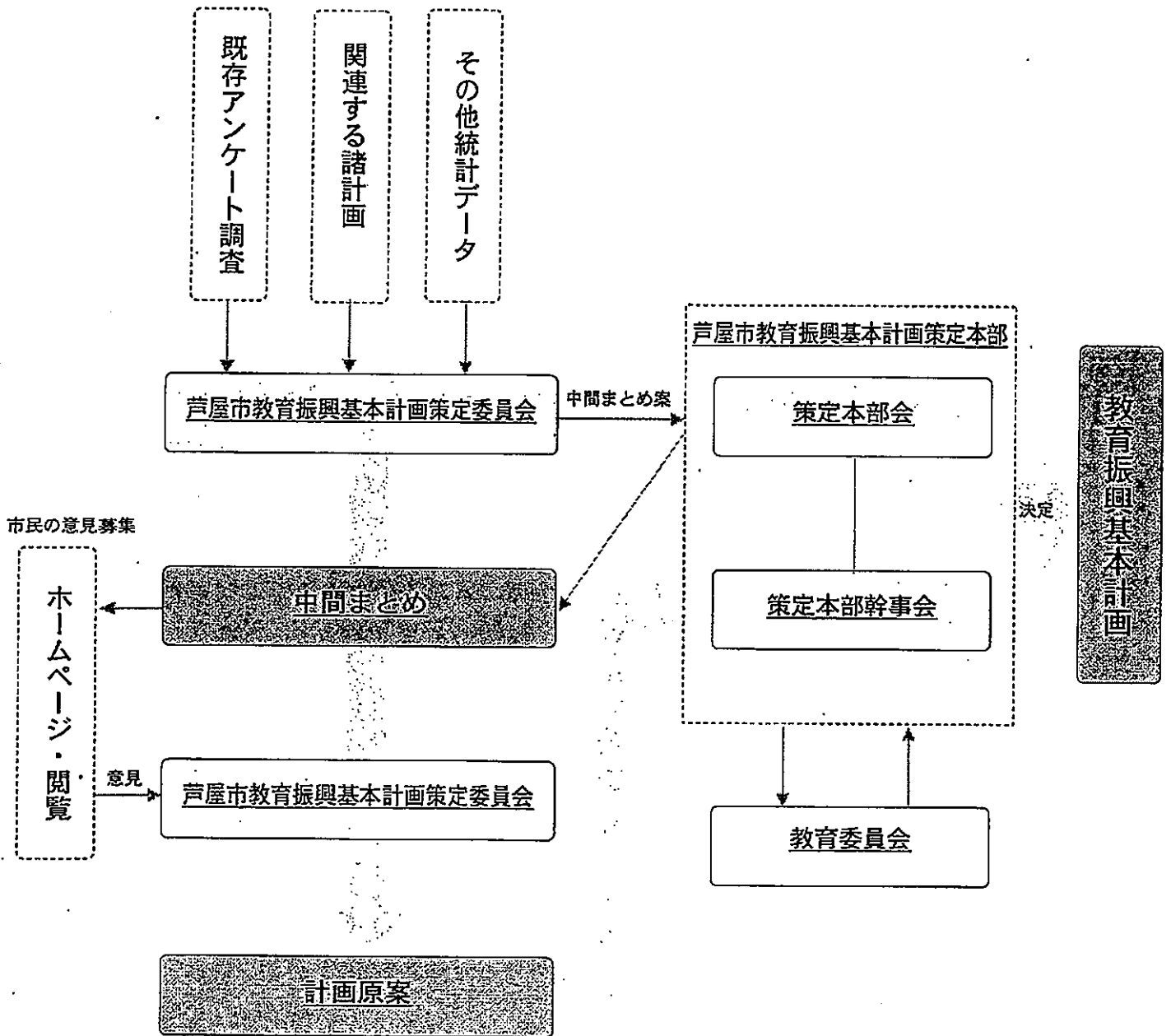
6) 県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します

- 【めざすべき方向】
- ◎県民一人一人が、生きがいを見いだしたり、学習成果を地域社会の課題解決に生かせるよう、県民の学習一歩一歩に参画する社会教育・生涯学習の原則に取り組む。
 - ◎県民だれもがそれぞれの年齢や体力に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツに参加できるように、のびやかな兵庫の教育の成果を生かしたスポーツの振興に取り組む。

芦屋市教育振興基本計画の位置づけ



芦屋市教育振興基本計画の策定体制



新しい 教育基本法 について

教育基本法が 新しくなりました。

平成18年
法律第120号

平成18年12月15日成立
同年12月22日公布・施行

昭和22年にこれまでの教育基本法が制定されてから約60年、教育をとりまく環境は大きく変わりました。

社会

- 科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化
- 価値観の多様化 ●社会全体の規範意識の低下 など

家庭

- 教育力の低下
- 育児に不安や悩みを持つ親の増加 など

学校

- いじめ・校内暴力などの問題行動
- 質の高い教員の確保 など

地域社会

- 教育力の低下
- 近隣住民間の連帯感の希薄化
- 地域の安全、安心の確保の必要性 など

子ども

- 基本的生活習慣の乱れ ●学ぶ意欲の低下や学力低下傾向
- 体力の低下 ●社会性の低下、規範意識の欠如 など

教育基本法の改正

「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念を明示しました。

知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間

公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民

我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

の育成を目指します。

概要

第1章 教育の目的・理念

(1) 教育の目的・理念を明示しています。

- ① 教育の目的として「人格の完成」「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定
- ② この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定

教育の目標の例

- ・ 幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体
- ・ 能力の伸長、自主・自律の精神、職業との関連を重視
- ・ 正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神
- ・ 生命や自然の尊重、環境の保全
- ・ 伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

(2) 「生涯学習の理念」「教育の機会均等」を規定

第2章 教育の実施に関する基本

教育を実施する際に基本となる事項として、これまでの教育基本法にも定められていた、「義務教育」、「学校教育」、「教員」、「社会教育」、「政治教育」、「宗教教育」に関する規定を見直すとともに、新たに「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定しています。

第3章 教育行政

教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定しています。

第4章 法令の制定

この法律の諸条項を実施するための必要な法令の制定について規定しています。

() は、新たに規定したものと及び新設条文)

教育基本法（平成18年法律第120号）

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によつて築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

これまでの教育基本法（引き続き、日本国民が願う理想として「民主的で文化的な国家」の発展と「世界平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げ、その理想を実現するために「個人の尊厳」を重んずることなどを宣言するとともに、新たに「公共の精神」「豊かな人間性と創造性」や「伝統の継承」を規定しました。

第1章 教育の目的及び理念

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

何を目的として教育を行い、どのような人間を育てることを根本的な目的とすべきかという「教育の目的」を引き続き規定しました。

教育の目的

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活の関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第1条の「教育の目的」を実現するため、今日重要と考えられる事柄を5つに整理して「教育の目標」として新たに規定しました。

生涯学習の理念

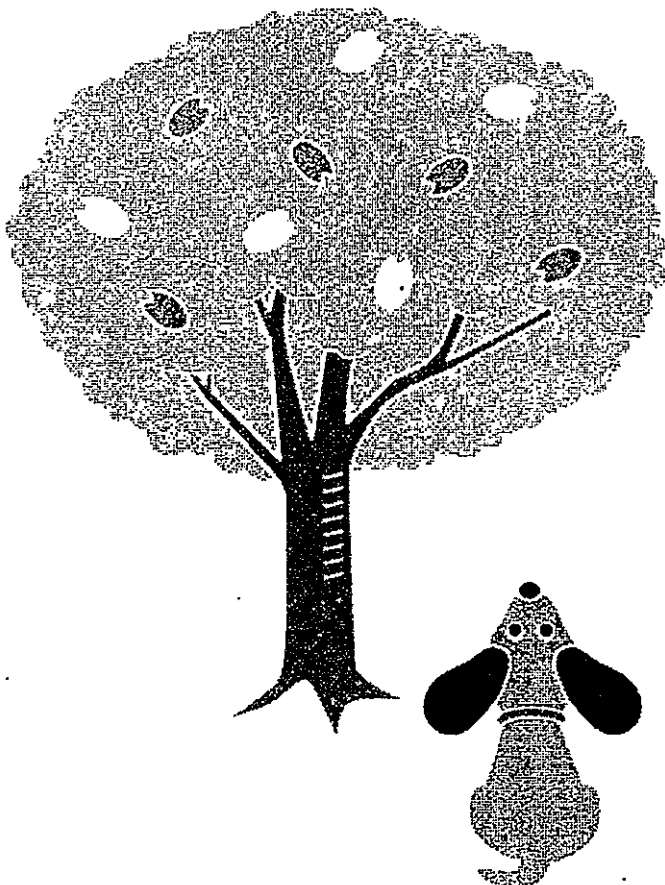
第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴って重要となっている「生涯学習の理念」について、新たに規定しました。

教育の機会均等

- 第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

教育における差別の禁止と国及び地方公共団体による奨学の措置について、引き続き規定するとともに、新たに「障害のある方が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきこと」を規定しました。



第2章 教育の実施に関する基本

- 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
2. 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
 3. 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
 4. 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

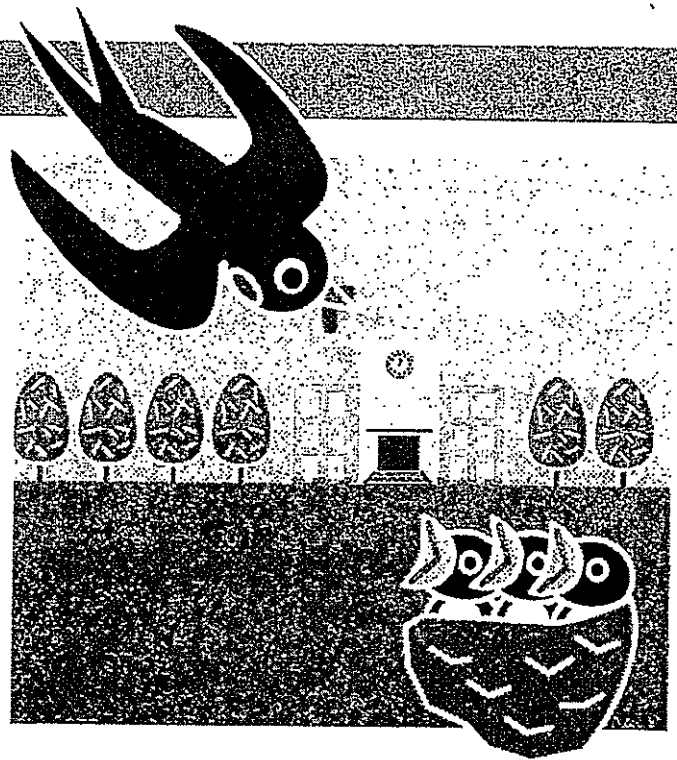
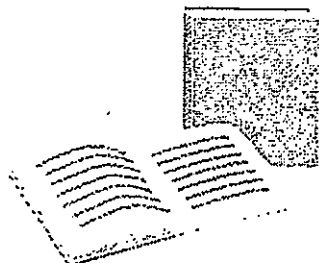
これまでの教育基本法に明記されていた9年の義務教育の年限について、将来の延長の可能性も考慮し、他法に委ねることとともに、新たに義務教育の目的、義務教育の実施についての国と地方公共団体の役割などについて規定しました。

- 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみがこれを設置することができる。
2. 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

学校の設置者について引き続き規定するとともに、新たに、学校教育は、体系的・組織的に行われるべきこと、また、学校教育においては、児童・生徒が、規律を重んずるとともに、学習意欲を高めることを重視すべきことを規定しました。

- 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
2. 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

知識基盤社会における大学の役割の重要性や、大学の固有の特性にかんがみ、大学の基本的な役割などについて新たに規定しました。



- 第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体はその自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

私立学校の果たす役割の重要性にかんがみ、私立学校の自主性を尊重しつつ、国や地方公共団体が私学助成などの振興に努めるべきことを新たに規定しました。

- 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
2. 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教員の使命と専攻、待遇の適正などについて、引き続き規定するとともに、新たに、教員は研究と修養に励むべきこと、養成と研修の充実が図られるべきことを規定しました。

- 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
2. 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性にかんがみ、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを新たに規定しました。

第3章 教育行政

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国や地方公共団体がその振興に努めるべきことを新たに規定しました。

社会教育

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
2. 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育が国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定しました。

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校、家庭、地域住民その他の関係者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことを新たに規定しました。

政治教育

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
2. 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

政治的教養は教育上尊重されるべきこと、党派的政治教育その他政治的活動を行ってはならないことを引き続き規定しました。

宗教

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
2. 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

国公立学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動を行ってはならないことを引き続き規定するとともに、新たに、宗教に関する一般的な教養は教育上尊重されるべきことを規定しました。

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
2. 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
3. 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し実施しなければならない。
4. 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

教育が不当な支配に服してはならないことを引き続き規定するとともに新たに、教育が法律の定めるところにより行われるべきことを規定しました。
また、教育行政について、公正かつ適正に行われなければならない。国と地方公共団体のそれぞれの役割分担と責任及び財政上の措置についても新たに規定しました。

教育振興基本計画

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
2. 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための教育振興基本計画を策定し、地方公共団体が国の計画を参照し、その地域の実情に教育振興基本計画を定めるよう努めることについて新たに規定しました。

第4章 法令の制定

法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

これまでに引き続きこの法律の諸条項を実施するため、必要な法令を制定することについて規定しました。

今後の教育再生への取組について

約60年ぶりの教育基本法の改正により、教育再生は新たな第一歩を踏み出しました。教育全般について様々な課題が生じている中、学校、家庭、地域など、社会全体が協力して教育改革に取り組むことが重要です。

文部科学省では、新しい教育基本法に明確にされた理念に基づき、関係法令の改正を行うとともに、教育振興基本計画の策定、予算による肉付けなどにより具体化を進めます。

まず、最初の取組として

①学校教育法

➔義務教育の目標の新設、各学校種の目的・目標の見直し、新たな職の設置 など

②教育職員免許法及び教育公務員特例法

➔教員免許更新制の導入、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化 など

③地方教育行政の組織及び運営に関する法律

➔教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政 など

の3本の法律改正を進めます。

教育振興基本計画について

1. 教育振興基本計画とはどのようなものですか？

新しい教育基本法の理念が実際に活かされ、教育再生を実効あるものとするためには、教育の振興に関する取組の全体像を明らかにして、教育施策を実施することが必要です。

このため、新しい教育基本法第17条に基づき、国は総合的かつ計画的に教育施策を推進するための教育振興基本計画を策定すること、及び地方公共団体は国の計画を参考にして、その地域の実情に応じた基本計画を策定するよう努めることとされています。

2. いつ策定されるのですか？

教育振興基本計画の具体的内容については、現在、中央教育審議会において議論を進めているところです。これらを踏まえ、平成19年度内の策定を目指し、作業を進めていきたいと考えています。





教育基本法の改正により、教育は良くなるのでしょうか。



教育基本法は、教育の基本理念や原則を定めた法律ですから、改正されたからといって、教育のあらゆる問題がただちに解決されるわけではありません。しかし、自律心や道徳心、国と地方の適切な役割分担など、教育をめぐる諸問題に対応していくために必要な理念や原則が、明確に示されています。

今回の改正のねらいは、今日重要と考えられる事柄を法律に明記することにより、国民の共通理解のもと、社会全体で教育改革を強力に推進することです。文部科学省としても、新しい教育基本法の理念を広く社会に浸透させるため、広報活動などに努めるとともに、その理念を具体化するための関係法令の改正や施策の充実等に取り組んでまいります。



学校教育で何を学ぶかについて定めている学習指導要領を見直す予定はあるのでしょうか。



新しい教育基本法で明確になった教育の目標をそれぞれの学校でより良く実現していく必要があります。このため、小学校、中学校、高等学校等の目的・目標を定めている学校教育法の見直しを踏まえ、中央教育審議会において、学習指導要領について専門的に検討・見直しをしていきます。



昨今、いじめが社会問題化していますが、文部科学省では、どのような対応をとっているのでしょうか。



いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という認識の下に、教育現場での関係者の毅然とした対応と、子どもたちの危険信号を見逃さず、学校・家庭・地域が連携し、いじめの早期発見、早期対応を図ることが大切です。

文部科学省では、いじめた子どもに対し時には毅然とした対応で臨むよう周知するとともに、子どもや保護者が全国どこからでも、夜間・休日を含めていじめなどの悩みをより簡単に相談できるよう、全国统一の24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310【なやみいおう】)を設置しています。子どもが安心して学べる環境づくりに向けたこれらの取組を、今後も更に推進していきます。

担当：文部科学省生涯学習政策局政策課
住所：〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1
E-Mail: syoseisk@mext.go.jp

文部科学省ホームページに、教育基本法関係資料が掲載されています。ぜひご覧ください。
http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/houan.htm

教育振興基本計画

平成20年7月1日

この計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に基づき、国会に報告するものである。

<目 次>

はじめに	1
第1章 我が国の教育をめぐる現状と課題	2
(1) 我が国の教育をめぐる現状と今後の課題	2
(2) 教育の使命	3
(3) 「教育立国」の実現に向けて	4
第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	6
(1) 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	6
① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎 を育てる	6
② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる	6
(2) 目指すべき教育投資の方向	7
第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策	9
(1) 基本的考え方	9
① 「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化	9
② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現	10
③ 国・地方それぞれの役割の明確化	11
(2) 施策の基本的方向	11
基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む	12
基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として 生きる基盤を育てる	12
基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を 支える	13
基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境 を整備する	14
(3) 基本的方向ごとの施策	15
基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む	15
① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上 させる	15
② 家庭の教育力の向上を図る	17
③ 人材育成に関する社会の要請に ^{こた} える	17
④ いつでもどこでも学べる環境をつくる	18
基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として 生きる基盤を育てる	20
① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を 確立する	20
② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる	22

③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる	25
④ 教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する	26
⑤ 幼児期における教育を推進する	27
⑥ 特別なニーズに対応した教育を推進する	28
基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える	29
① 社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する	29
② 世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する	30
③ 大学等の国際化を推進する	31
④ 国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する	31
⑤ 大学教育の質の向上・保証を推進する	32
⑥ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する	33
基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	34
① 安全・安心な教育環境を実現する	34
② 質の高い教育を支える環境を整備する	34
③ 私立学校の教育研究を振興する	35
④ 教育機会の均等を確保する	36
(4) 特に重点的に取り組むべき事項	37
第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項	42
(1) 関係者の役割分担、連携協力	42
① 計画の実施に当たり国の果たすべき役割	42
② 地方公共団体に期待される役割	42
(2) 教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用	43
(3) 的確な情報の収集・発信と国民の意見等の把握・反映	43
(4) 新たに検討が必要となる事項への対応	43
(5) 進捗状況の点検及び計画の見直し	44

はじめに

平成18年12月、制定から約60年を経て教育基本法が改正された。

改正教育基本法においては、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、「人格の完成」や「個人の尊厳」などこれまで教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲げるなど、新しい時代の教育の基本理念が明示された。同時に、教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画（教育振興基本計画）を定めることが規定された。

今後、知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化など社会が大きく変化していく中で、個人が幸福で充実した生涯を実現する上でも、また、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会に貢献していく上でも、その礎となるのは人づくり、すなわち教育である。約60年ぶりに改正された教育基本法の理念の実現に向け、我が国は今改めて「教育立国」を目指し、我が国の未来を切り拓く教育の振興に政府全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、教育振興基本計画を策定する。

第1章 我が国の教育をめぐる現状と課題

(1) 我が国の教育をめぐる現状と今後の課題

我が国の教育は、明治期以来、国民の高い熱意と関係者の努力に支えられながら、国民の知的水準を高め、我が国社会の発展の基盤として大きな役割を果たしてきた。特に、初等中等教育については、教育の機会均等を実現しながら高い教育水準を確保する稀有な成功例として、国際的にも高い評価を得てきている。地域の強い絆の下で、地域ぐるみの教育が行われている例も多い。

一方、都市化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の問題や、個人が明確な目的意識を持ったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあることが指摘されるようになってきている。こうした状況の中で、近年、教育をめぐる、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題が指摘されている。

また、官民の分野を問わず発生し社会問題化した多くの事件の背景には、社会において責任ある立場の者の規範意識や倫理観の低下があるとの指摘がある。さらには、社会を構成する個人一人一人に、自ら果たすべき責任の自覚や正義感、志などが欠けるようになってきているのではないかと懸念する意見もある。

このような状況は、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や、人間関係の希薄化、自分さえ良ければ良いという履き違えた「個人主義」の広がりなどがあいまって生じてきたものと見ることもできる。しかしながら、経済などの一面的な豊かさの追求のみによっては真に豊かな社会を実現することはできない。

我が国社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、我々の意識や社会の様々なシステムにおいて、社会・経済的な持続可能性とともに、人として他と調和して共に生きることの喜びや、そのために求められる倫理なども含めた価値を重視していくことが求められている。

同時に、近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、我が国では、社会保障、環境問題、経済の活力の維持、地域間の格差の広がり、世代をまたがる社会的・経済的格差の固定化への懸念、社会における安全・安心の確保などの様々な課題が生じている。

また、国際社会においても、グローバル化に伴う国際競争が激化する一方で、地球環境問題や食糧・エネルギー問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化している。民族・宗教紛争や国際テロなども人類の安全を脅かしている。

さらに、今後、我が国にとってはこれまで以上に変化の激しい時代が到来することが予想される。その全体像を捉えることは難しいものの、例えば今後の10年間程度を展望すれば、以下のような面での変化を予想することができる。

- ・ 少子化の進行により、人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で、人口の4人に1人が65歳以上という超高齢社会に突入する。こうした状況に対応するため、教育を含む社会システムの再構築が重要な課題となる。
- ・ グローバル化が一層進むとともに、中国などの諸国が経済発展を遂げ、国際競争が更に激しさを増す。同時に、国内外の外国人との交流の機会が増え、異文化との共生がより強く求められるようになる。知識が社会・経済の発展を駆動する「知識基盤社会」が本格的に到来し、知的・文化的価値に基づく「ソフトパワー」が国際的に一層重要な役割を果たす。また、科学技術が一層発展する中で、新たな社会的価値や経済的価値を生み出すイノベーション創出の重要性が一層高まる。
- ・ 地球温暖化問題をはじめ、様々な環境問題が複雑化、深刻化し、環境面からの持続可能性への配慮が大きな課題となる。教育分野においても、持続可能な社会の構築に向けた教育の理念がますます重要となる。
- ・ サービス産業化など産業構造の変化が更に進展する。非正規雇用の増大や成果主義・能力給賃金の導入など雇用の在り方の変化が更に進む中で、個人の職業能力の開発や雇用の確保、再挑戦の可能な社会システムの整備、さらには一人一人の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保が一層重要な課題となる。
- ・ 個々の価値観やライフスタイルの多様化が一層進む。インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが更に進む一方で、その影の部分への対応も課題となる。また、ボランティア活動などを通じた社会貢献やコミュニティづくりへの意識が高まり、新たな社会参画が進展する。

我々を取り巻くこうした国内外の様々な状況の変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力をいかに生み出していくかが、今まさに問われている。

(2) 教育の使命

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものである。同時に、教育は、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤でもある。さらに、人類の歴史の中で継承されてきた文化・文明は、教育の営みを通じて次代に伝えられ、より豊かなものへと発展していく。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものである。

同時に、今後の社会を展望するとき、特に以下のような観点から、教育への期待が高まっている。

社会が急速な変化を遂げる中であって、個人には、自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力が一層求められるようになる。すべての人に一定水準以上の教育を保障するとともに、自らの内面を磨くために、また、社会に

参画する意欲を高め、生活や職業に必要な知識・技術等を継続的に習得するために、生涯にわたって学習することのできる環境の整備が課題となっている。

国際競争は今後更に激化することが予想される。このような中であって、我が国社会の活力の維持・向上と国際社会への貢献のためには、先見性や創造性に富む人材や卓越した指導力を持つ人材を幅広い分野で得ることが不可欠であり、その育成に当たり、教育に重要な役割が期待されている。

今後の人口減少や高齢化の中で、中長期的な^{すうざい}趨勢として、国や地方公共団体などの「官」が直接提供する公共サービスは必要最小限のものへと一層重点化が進むとともに、「民」のセクターによる公益的な活動等への期待が高まることが予想される。

こうした状況の中で、個人の幸福で充実した人生と我が国社会の持続的な発展を実現するためには、社会を構成する個人が、社会を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、今後の社会の在り方について考え、主体的に行動することがこれまで以上に重要になる。

社会における人と人とのつながりを回復し、コミュニティを再構築していくことは、今後の我が国社会の大きな課題であり、教育の使命として、個人が自立的に社会に参画し、相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たすために必要な力を養うことを、今後一層重視する必要がある。

(3) 「教育立国」の実現に向けて

平成18年12月、教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示された。特に、第2条において、以下に示す教育の目標が新たに明記された。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

こうした改正教育基本法の理念を人間像の観点から言い換えれば、おおむね以下の三つに集約することもできる。

- ・ 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成
- ・ 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成
- ・ 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成

先に述べた現下の教育をめぐる課題と社会の変化の動向を踏まえるとき、人づくりこそが個人の幸福の実現と国家・社会の発展の礎であり、我が国の将来の発展の原動力たり得るものは人づくり、すなわち教育をおいてほかにない。改正教育基本法の理念の実現に向け、今こそ我が国は改めて「教育立国」を宣言し、教育の振興に取り組むべきである。すべての人に等しく学習の機会が開かれ、生涯を通じ、一人一人が自己を磨き、高めることのできる社会を築くこと、このことを通じ、自由で、知的・道徳的水準の高い、持続可能で豊かな社会を創造し、国際社会に貢献し、その信頼と尊敬を得ることこそが、今後の我が国が目指すべき道と考える。

我が国は、これまでも時代の変革期にあつて、国家・社会の存立基盤である教育に大きな力を傾け、成果を上げてきている。今後、本格的な知識基盤社会に向かい、国際的な競争も一層激しくなる中で、未来に向けて教育の重要性は高まっている。およそ60年ぶりに教育基本法が改正され、教育の新たな世紀を切り拓くべき今、国においても、また、地方においても、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組む必要がある。

以上のような認識の下、改正教育基本法第17条に基づき策定する今回の教育振興基本計画においては、改正教育基本法の理念の実現に向け、今後おおむね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示すこととする。

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

(1) 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化等の中で、未来に向けての教育の重要性を考えると、教育の発展なくして我が国の持続的な発展はなく、社会全体で「教育立国」の実現に取り組む必要がある。

このことを踏まえ、教育振興基本計画においては、改正教育基本法に示された教育の理念の実現に向け、今後おおむね10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下の目標を掲げる。

① 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる

幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、国家及び社会の形成者として必要な基本的資質を養う。

ア 公教育の質を高め、信頼を確立する

世界トップの学力水準を目指すとともに、責任ある社会の一員として自立して生きていくための基礎となる、知・徳・体のバランスの取れた力を育てる。このような力を、子どもの状況に応じ、特別な支援を必要とする子どもや不登校の子ども等も含め、すべての子どもたちに養う。このために、教育内容、教育条件の質の向上を図り、全国どの地域においても、だれもが安心して子どもを学校に通わせ、優れた教員の下で教育を受けることができるようにする。

イ 社会全体で子どもを育てる

教育の出発点である家庭の教育力を高める。地域全体で子どもをはぐくむことができるよう、その教育力を高めるとともに、地域が学校を支える仕組みを構築する。このことを通じ、地域の絆や信頼関係を強化し、より強固で安定した社会基盤づくりにも資する。

② 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

義務教育後の学校教育の質を向上させるとともに、世界最高水準の教育研究拠点形成や大学等の国際化を通じ、我が国の国際競争力の強化に資する。また、個性や能力に応じ、希望するすべての人が、生涯にわたりいつでも必要な教育の機会を得ることができる環境を整備する。

ア 高等学校や大学等における教育の質を保証する

高等学校について、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じて教育の質を保証し、向上を図る。あわせて、将

来の進路や職業とのかかわりに関する教育を重視し、社会の有為な形成者として必要な資質を育成する。

教養と専門性を養い、社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を確実に養う。こうした観点から、大学等の個性化・特色化を進め、それぞれの機能に応じた教育研究活動を促す。また、大学等における教育の質の保証・向上に向けた制度を整備・確立する。

あわせて、生涯を通じていつでも必要な学習を行うことのできる機会の提供を推進する。

イ 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する

「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、国際的競争力を持ち、世界の英知が結集する教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学の教育研究の高度化を促す。

また、「留学生30万人計画」を推進するとともに、国内外の優れた学生等が相互に行き交う国際的な大学等を実現する。

義務教育修了までの教育は、個人として、国民として生きる上での基本となる力を培うものであり、これに幼児期の段階から取り組むことにより、早い段階で能力と責任感を備えた社会の構成者を育成し、将来も含めた社会の安定や発展にも資することが期待される。また、義務教育後の教育、中でも高等教育は、知識基盤社会における活力の源泉となるものであり、将来にわたる社会の発展の基盤の構築に寄与すべきものである。これら各段階における教育の充実を通じて、生涯学習社会の実現を目指す必要がある。

(2) 目指すべき教育投資の方向

今後10年間を通じて以上のような教育の姿の実現を目指すためには、関係者の一層の努力を促すとともに、その教育活動を支える諸条件の整備を行うことが必要である。

現在、我が国の教育に対する公財政支出は、他の教育先進国と比較して低いと指摘されている。例えば、公財政教育支出のGDP（国内総生産）比については、OECD（経済協力開発機構）諸国の平均が5.0%であるのに対して、我が国は3.5%となっている。また、特に小学校就学前段階や高等教育段階では、家計負担を中心とした私費負担が大きい。こうしたデータについては、全人口に占める児童生徒の割合、一般政府総支出や国民負担率、GDPの規模などを勘案する必要があり、単純な指摘はできないところであるが、そうした中で現下の様々な教育課題についての国民の声に^{こた}え、所要の施策を講じる必要がある。

学校段階別に見ると、小学校就学前の段階では、諸外国には近年、幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組を進めている国がある。幼児教育の無償化については、歳入改革にあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討することが課題となっている。

小学校以降の初等中等教育段階については、多様な教育課題に対応するとともに一人

一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を実現するための条件整備を図る必要がある。

高等学校及び高等教育段階については、家庭の経済状況にかかわらず、修学の機会が確保されるようにすることが課題となっている。高等教育段階については、知的競争時代において諸外国が大学等に重点投資を行い、優秀な人材を惹き付けようとする中で、教育研究の水準の維持・向上を図り、国際的な競争に伍していくことが課題となっている。

さらに、学校施設をはじめとする教育施設の耐震化など、だれもが安全・安心な環境で学ぶことのできる条件の整備が大きな課題となっている。

教育投資の規模については、教育にどれだけの財源を投じるかは国家としての重要な政策上の選択の一つであることを考える必要がある。とりわけ、資源の乏しい我が国では人材への投資である教育は最優先の政策課題の一つであり、教育への公財政支出が個人及び社会の発展の礎となる未来への投資であることを踏まえ、欧米主要国を上回る教育の内容の実現を図る必要がある。

以上を踏まえ、上述した教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である。

この際、歳出・歳入一体改革と整合性を取りながら、真に必要な投資を行うことに留意する必要がある。

あわせて、特に高等教育については、世界最高水準の教育研究環境の実現を念頭に置きつつ、教育投資を確保するとともに、寄附金や受託研究等の企業等の資金も重要な役割を果たしていることから、その一層の拡充が可能となるよう、税制上の措置の活用を含む環境整備等を進める必要がある。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(1) 基本的考え方

従来、教育政策の策定と実施においては、例えば「教育課程」や「教職員定数改善」、「高等教育」など、個別のテーマに焦点を絞り、当該分野の中での完結を目指す傾向が強かった。教育振興基本計画は、これら個別の政策を横断的に捉え直し、教育政策の総合的な推進を図ることを意図するものである。

また、これまで教育施策においては、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルの実践が必ずしも十分でなかった。今後は施策によって達成する成果(アウトカム)を指標とした評価方法へと改善を図っていく必要がある。こうした反省に立ち、今回の計画においては、各施策を通じてPDCAサイクルを重視し、より効率的で効果的な教育の実現を目指す必要がある。

これらの点にも留意しつつ、以下においては、第1章、第2章に示した現状と課題、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を踏まえ、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示すこととする。

その際、取組の全般にわたり、以下のような考え方を重視する。

① 「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化

教育は、個人により良く生きる力を与えるものであるとともに、社会全体の存立基盤を形づくる価値形成活動であり、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業、社会教育団体、民間教育事業者、NPO、メディアなど、官・民を通じた様々な関係者の取組により成り立つものである。

このうち、国、地方公共団体、学校、保護者等教育に直接携わる者に特に大きな責任があることは言うまでもないが、地域住民や企業等も、受け身的な立場にとどまることなく、自らも社会の一員として教育に責任を共有するとの認識の下、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画することなどが期待される。

なお、学校については、ややもすれば閉鎖的になりがちで学校外からの協力を得ることについて消極的との批判も多い。学校や教育行政の側においてもこうした意識を改め、学校を広く様々な分野からの協力を得て地域に開かれたものにしていく努力が必要である。また、国や地方公共団体の行政部内においても、「縦割り」といわれる状況を改善し、一体となって教育に取り組む必要がある。

同時に、今後の国際的な知識基盤社会において国や社会の活力の源泉となるのは「知」の力であることを考えるとき、教育をめぐる各主体がそれぞれの立場での責任を全うするのはもちろんのこと、それにとどまらず、「知」をはぐくむ教育の振興に向け、各主体が横の連携を強化し、社会全体で教育に取り組んでいくことが求められる。

例えば、学校教育と社会教育、また、学校と地域との新しい連携の仕組みを構築することは、今後の重要な課題の一つである。こうした取組を通じ、社会の多様なニーズに応える学習機会が豊富に提供されるとともに、連携による相乗効果として、教育の質が一層高まることが期待される。

社会全体で連携して教育に取り組むことは、一人一人の主体的な参画によるコミュニティづくりや、より良い社会づくりにも資するものである。同時に、社会の様々な世代の様々な主体が多様な形態で教育にかかわることは、働くこと、社会とつながり、社会に参画することの意義を身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げ、生きる意欲を高めることにもなる。

② 「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現

改正教育基本法において、新しい時代の教育の理念が明示されるとともに、これを踏まえ、学校教育法において、義務教育の目標や各学校段階ごとの教育の目標が改めて規定された。今後は、こうした理念の下に、生涯学習社会の実現に努める必要がある。

これからの変化の激しい社会においては、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になる。一人一人が、より良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていかなければならない。

そのために必要な力として、これまで初等中等教育に関して「生きる力」を掲げてきた。また、高等教育については、「課題探求能力」の育成などが課題とされてきている。

さらに、OECDにおいては、「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な能力を「主要能力（キーコンピテンシー）」と位置付け、①社会的・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する力、②多様な社会グループにおける人間関係形成能力、③自立的に行動する能力、の三つの観点を重視するようになっている。

また、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）においては、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（「持続発展教育／Education for Sustainable Development（ESD）」^{注1}）が提唱されており、2005年から2014年までの10年間は、「国連持続発展教育の10年」と位置付けられている。地球的規模での持続可能な社会の構築は、我が国の教育の在り方にとっても重要な理念の一つである。

これらの理念はいずれも教育基本法の理念と軌を一にするものであり、こうした観点も踏まえながら、個人の発達段階やそのとき置かれている状況等を踏まえつつ、だれもが若年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生か

注1 「持続可能な開発のための教育」を指す。2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ハネスブルグサミット）」において、我が国は「持続可能な開発のための教育の10年」（以下、「ESDの10年」という。）を提案した。2002年の第57回総会では、2005年からの10年を「ESDの10年」とすることが決議されるとともに、ユネスコが主導機関として指名されている。

すことのできる社会の実現を目指す必要がある。

そのためには、それぞれの教育の役割や学校ごとの目標の達成に留意しながら、例えば、家庭教育と幼児教育、幼児教育と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校、高等学校と大学等の学校間、さらには学校教育と職業生活等との連携・接続の改善にとりわけ意を用いていく必要がある。また、いったん学校教育を終えた後や、途中で中断した後に、それぞれのニーズに応じて再度学校教育の場に戻ったり、様々な社会教育を受けたりする機会が設けられていることが重要である。

あわせて、大学等での先端的な研究によって得られた最新の成果等も生かした教育内容・方法の改善など、初等中等教育の現場と大学等との連携の強化も進められる必要がある。

③ 国・地方それぞれの役割の明確化

改正教育基本法では、第16条第1項において、教育行政が国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないことを規定した上で、同条第2項及び第3項において、国及び地方公共団体それぞれの役割と責務を定めている。このように、教育の実施に当たっては、国・地方公共団体それぞれの立場での取組が不可欠である。

教育において、国は、教育制度の枠組みや学習指導要領等の基準を設定し、教育水準の維持・向上に努めるとともに、全国的な教育の機会均等の実現などの役割を担う。あわせて、高等教育に関する質の保証・向上のための支援等を行うことなどが求められる。こうした基本的な役割を踏まえ、政府は、教育振興基本計画に国として今後おおむね10年先を見通して5年間に取り組むべき事柄を明示し、定期的に点検を行いながら、取組を行う必要がある。

一方、地方公共団体は、それぞれの地域の実情に応じた教育を実施するとともに、その教育の質を高めていく責務を負う。特に、初等中等教育や社会教育に関する事務を中心に、教育の実施に係る多くの部分は地方公共団体において担われるものであり、今後、地方分権を更に推進していく観点からも、その主体的な取組の充実が求められる。

以上を踏まえ、今回の教育振興基本計画では、教育施策全体の方針に照らし、国として奨励し、推進することが望ましいと考えられる施策であっても、地方公共団体が担うべき事務については、国としては飽くまでそれを期待し「促す」とどまる立場であることを明示し、最終的な判断は地方公共団体に委ねることとするなど、相互の役割分担を明らかにすることとする。このような自律的な関係を前提としつつ、相互に協力し合いながら施策の推進に努める必要がある。

(2) 施策の基本的方向

以上の基本的考え方を踏まえ、教育振興基本計画において、今後5年間に政府が取り

組むべき教育施策の基本的方向を、以下の4点に整理する。あわせて、それぞれの基本的方向ごとに実現を目指す目標の例を示す。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の在り方やその機能も変化してきた。近年、家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きが出てきている。団塊の世代が退職後地域に戻り、ボランティア活動等に取り組もうとする動きもある。こうした状況も十分に踏まえ、地域の自発的な意思を尊重しながら、新たな連携協力の仕組みを構築し、関係者が一体となって教育に取り組む必要がある。

例えば、地域の人々が様々な形で学校の運営を支援することや、学校が学習の拠点として地域に貢献することなどは、相互の信頼を強化し、今後の新しい関係を構築する上で大きな意義を持つであろう。こうした取組の積み重ねが、学校を変え、地域を変えていく。

また、家庭は教育の原点である。保護者は、子どもの豊かな情操や基本的な生活習慣、家族を大切にする気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養う上で、第一義的責任を有することを十分に自覚する必要がある。家庭教育の自主性を尊重しつつ、このような家庭における教育の充実を期するためには、子育てに対する関係機関や地域住民、幼稚園・保育所等による支援が重要な役割を果たす。

このほか、社会教育施設の学校教育への協力や当該施設での地域住民のボランティア活動など、教育をめぐる様々な局面で連携は広がりつつある。こうした動きを積極的に支援し、拡大していく必要がある。また、産業界等に対しても、教育への理解と協力を要請するとともに、教育が、社会との積極的なかかわりの中でその要請に応えていくことも求められる。

あわせて、今後社会の急激な変化が予想される時代において、一人一人が個人として自立し、常にその能力を磨きながら、健康で充実した人生を実現できるよう、だれもが生涯にわたって学び、^{たの}しみ、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦のできる仕組みづくりを社会全体で進める必要がある。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ だれもが身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援や教育支援を受けたり、こうした活動に参加したりすることができるようにする
- ◆ 学習者が身近な場所で、そのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、大学等における学習機会を確保する

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

幼児期から高等学校段階までの初等中等教育は、個人がその生涯を生きる基盤を形成するものである。改正教育基本法第6条第2項においては、学校教育については、教育の

目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならないこと、また、この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならないことが規定された。このことを踏まえ、各学校間や職業生活との円滑な接続に留意しながら、学校段階ごとの発達課題を踏まえた質の高い教育を保障し、一人一人の学ぶ意欲や学力を向上させるとともに、豊かな心と健やかな体を育成し、今後の変化の激しい時代を主体的に、かつ、幸福に生きるための強固な基盤を養う必要がある。

幼児教育、義務教育である小学校・中学校段階、高等学校段階、さらに、特別な支援を必要とするすべての子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことを目的とする特別支援教育を通じて、改正教育基本法や改正学校教育法の理念を踏まえ、一人一人の「生きる力」をはぐくむことを目指さなければならない。

このために、教育内容を不断に改善するとともに、主たる教材として重要な役割を果たす教科書の改善を図るなど、各学校段階における教育の質の向上を図る必要がある。また、不登校の子どもをはじめ、手厚い支援が必要な子どもの教育、いじめや少年非行など問題行動への対応も求められる。

また、小学校以降の初等中等教育段階については、多様な教育課題に対応するとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現する必要がある。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成とともに、学習意欲の向上や学習習慣の一層の確立を図り、確かな学力を身に付けた子どもを育成する。これにより、世界トップの学力水準を目指し、国際的な学力調査等において、学力の高い層の割合を増やすとともに、学力の低い層の底上げを図り、その割合を減少させる
- ◆ 基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなどを培うとともに、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成する。これにより、「学校のきまりを守っている」、「学校生活が充実している」、「落ち着いて授業を受けることができる」と感じている子どもを増やす
- ◆ スポーツがフェアプレイの精神を培うなど人間形成に重要な役割を果たすことに留意しつつ、学校や地域におけるスポーツの振興を通じて、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。これにより、子どもの体力の低下に歯止めをかけ、上昇傾向に転じさせ、全国体力・運動能力等調査等による検証を行いつつ、昭和60年頃の体力水準への回復を目指す

基本的方向3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える

今後の「知識基盤社会」において、「知」の創造と継承・発展を担う高等教育には、個人的人格形成や、生涯にわたる学習活動の場としても、社会・経済・文化の発展・振興

や国際競争力の確保等の上でも、重要な役割が求められる。また、環境問題をはじめとする地球規模での課題への対応においても、人材育成をはじめとした役割が期待される。

このような中で、高等教育に対する様々な需要に的確に対応するためには、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が、各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、競争的環境の中で相互に切磋琢磨しながら、個々の学校の個性・特色を発揮していくことが必要である。

特に、改正教育基本法においては、第7条に新たに大学に関する規定が設けられ、その基本的な役割として、教育と研究とを両輪とする従来の考え方が改めて確認されるとともに、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが明確にされたことを十分に踏まえる必要がある。

今後、各大学等においては、それぞれが自律的に選択した教育理念に基づき、自らの個性・特色を明確化した上で、国内外の大学等や産業界、初等中等教育段階の学校等との連携も深めつつ、教育活動の質を保証し、また、不断に高め、豊かな教養と人間性、専門性を兼ね備え、地域から国際舞台まで幅広い分野においてそれぞれの立場で活躍できる人間を育成し、社会の期待に応えることが求められる。あわせて、国際競争力ある教育研究拠点として「知」の創造・継承・発展を担うことが期待される。

国は、各大学等における自主的な取組を促すため、評価制度の充実など必要な制度改正や各種の情報の提供等に取り組む必要がある。また、この5年間で高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ 学士課程の学習成果として共通に求められる能力を養う。こうした観点から、その内容等の明確化や厳格な成績評価の導入等大学教育の質を確保するための枠組みを構築し、各大学等における組織的な取組を推進する
- ◆ 「知」の創造・継承・発展に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、将来的に、国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成することを目指し、大学における組織的な取組を推進する
- ◆ 大学の連携等を通じて、地域再生に貢献する。こうした観点から、その核を形成することを目指し、大学等における組織的な取組を推進する

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

未来に向かって成長する子どもたちが、安全で質の高い空間で学び、様々な体験をし、生活できるようにすることは、教育に不可欠な前提条件である。

国と地方公共団体の適切な役割分担の下に、学校施設の耐震化をはじめ、安全・安心な教育施設の整備を促す必要がある。子どもたちの安全・安心な環境確保のために、学校と警察等の関係行政機関との連携を図るとともに、ボランティアをはじめとする学校外の人々の協力を得ることも重要である。同時に、全国どの地域においても、一定水準以上の質の高い教育環境を保障することが求められる。

また、公教育の重要な一翼を担う私立学校については、改正教育基本法第8条で新た

に規定が設けられたところであり、私学助成等を通じ、その振興を図る必要がある。

さらに、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。

こうした基本的方向に基づく施策を通じて、例えば以下のような目標の実現を目指す。

- ◆ 子どもたちが安全な学校施設で安心して学ぶことができる教育環境を整備する
- ◆ 能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な者の教育の機会を確保する

(3) 基本的方向ごとの施策

前述の四つの基本的方向に基づき、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む。

その際、教育が、国、地方公共団体、保護者、企業等のそれぞれの責任において実施されるものであることを前提に、所要の施策に取り組む必要がある。

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

改正教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）の規定を踏まえ、「連携・協力」を掛け声に終わらせず、それぞれの役割と責任を自覚した上で、だれもが参加できる具体的な仕組みを持つものとして社会に定着させることを目指す。このため、学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的な仕組みを構築するとともに、社会全体の教育力向上に取り組む。

【施策】

◇ 地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにはぐくむことを目指し、「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の中学校区で地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す。あわせて、民間団体を活用し、学校と地域住民や民間団体をつなぐコーディネーター育成の取組を促す。

◇ 家庭・地域と一体になった学校の活性化

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営

協議会制度)^{注1}の設置促進に取り組む。公立学校の学校選択制について、資源配分の在り方と、これによる学校改善方策に関するモデル事業を希望する教育委員会で実施することを含め、地域の実情に応じた取組を促す。また、学校の適正配置は、それぞれの地域が実情に応じて判断することが基本であるが、国は望ましい学校規模等について検討し、学校の適正配置を進め、教育効果を高める。

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等の場や適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後子どもプラン」などの取組を、関係府省が連携して、広く全国の小学校区で実施されるよう促す。

あわせて、関係府省が連携して、小学校で自然体験・集団宿泊体験を全国の児童が一定期間(例えば1週間程度)実施できるよう目指すとともに、そのために必要な体験活動プログラムの開発や指導者の育成を支援する。また、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、関係府省が連携して農林漁業者などが農作業等の体験の機会を提供する取組を推進する。

◇ 青少年を有害環境から守るための取組の推進

インターネットや携帯電話、出版物等の各種メディア上の有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、関係府省が連携して社会の有害環境から子どもたちを守るための取組の体制を整備し、出会い系サイト事業者に対する規制や、出会い系サイト等の広告・宣伝として送信される迷惑メールに関する規制を強化するための法整備を進めるとともに、インターネット上の有害情報対策について検討を行う。あわせて、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の理解増進に関して、事業者等と連携して取り組むとともに、保護者をはじめとする関係者の意識向上に向けた啓発活動を実施し、保護者のフィルタリングの認知率を大幅に向上させ、子どもが使用する携帯電話等において、原則としてフィルタリングが利用されることを目指す。また、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進する。

◇ 関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進

子ども、若者、家庭等に関する関係機関の連携による総合的な支援の在り方について、関係府省が連携して検討するとともに、地方公共団体の取組を

注1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)とは、保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現するための仕組みであり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成16年9月に制度化された。平成19年7月1日現在、全国で213校がコミュニティ・スクールに指定されている。

促す。

◇ 企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大

社会全体で教育の向上に取り組むため、企業等と教育関係者の代表が一堂に会し、教育課題について議論を行う場を定期的に設けるなど、相互理解の促進に取り組む。

企業等に対し、雇用者等が、仕事だけでなく、子育てや自らの学習活動、地域貢献活動などに十分に取り組むことができるような勤務条件の配慮など仕事と生活の調和のための環境づくりを促すとともに、学校や地域での教育活動に対する支援、教育的な観点からの採用の在り方の改善等について継続的に協力を要請する。

同時に、教育委員会や大学等教育関係者に対し、産業界等との積極的な連携・協力の拡大を呼び掛ける。

② 家庭の教育力の向上を図る

改正教育基本法第10条（家庭教育）において、保護者は、子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないと規定されている。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める必要がある。あわせて、すべての親が自信を持って安心して子育てをすることができるよう、関係府省の連携はもとより、社会全体で家庭教育を支援する必要がある。

【施策】

◇ 子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進

それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行えるよう促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の市町村で、地域の子育て経験者、民生委員や、保健師などの専門家が連携し、チームを構成して支援するなど、身近な地域におけるきめ細かな家庭教育支援が実施されるよう促す。

◇ 幼稚園等を活用した子育ての支援の推進

幼稚園、保育所及び認定こども園が有する人的・物的資源を活用した、施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育ての支援を促す。

③ 人材育成に関する社会の要請に応える

一人一人の社会的自立を実現するとともに、我が国社会の活力の維持・向上の観点から、教育と職業や産業社会との相互のかかわりを一層強化し、人材育成に関する社会の要請を踏まえた教育を推進する。このため、キャリア教育を推進するとともに、産業界と連携して、また、初等中等教育段階から高等教育段階に至

る教育の連続性に配慮しつつ、職業教育を推進する。あわせて、グローバル化に対応し得る国際的通用性のある高度専門職業人の養成を推進する。

【施策】

◇ 地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進

子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、経済団体、PTA、NPOなどの協力を得て、関係府省の連携により、キャリア教育を推進する。特に、中学校を中心とした職場体験活動や、普通科高等学校におけるキャリア教育を推進する。

また、高校生等に専修学校の機能を活用した多様な職業体験の機会を提供するための取組を促す。さらに、ものづくりに関する児童生徒の興味・関心を高めるとともに知識・技術を習得させるため、例えば小・中学校段階のものづくり体験や、専門高校等における地域産業や経済界と連携したものづくり教育をはじめ、産業、職業への理解を図る。

◇ 専門高校等における職業教育の推進

職業教育の活性化に資するよう、専門高校が地域社会と連携して行う特色ある職業教育の取組を促す。

特に、産学連携による専門的職業人を養成するための実践的教育を関係府省と連携して促す。また、産業社会の動向や地域・生徒の実態・ニーズに対応した教育内容の改善や学科等の連携・改編等を促すため、先進的な事例の普及等に取り組む。さらに、専門性の深化を図るため、大学等との連携・接続の強化を促す。

◇ 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進

国際的に通用する高度専門職業人の養成に向け、「大学院教育振興施策要綱」を改訂し、大学関係者と関連する業界や職能団体等との連携などによる専門職大学院等における教育の高度化への支援を行う。また、ものづくり技術の継承・発展とイノベーション創出を担う実践的・創造的技術者を育成するため、平成20年中に高等専門学校の振興のための計画を策定し、地域と連携した教育内容・方法の開発をはじめとする取組を支援する。大学・短期大学における社会的要請の高い課題に対応する教育の取組を支援する。あわせて、専修学校等について、社会の変化に即応した実践的な職業教育及び専門的な技術教育を行う機能が発揮されるための取組を促す。

◇ 産業界・地域社会との連携による人材育成の強化

人材育成に関する社会の要請に応えるため、大学等と産業界・地域社会とのより幅広い連携協力の下でのインターンシップの充実や教育プログラムの開発などの取組を促す。また、大学等と企業等との共同研究や大学の有する研究成果の提供、産業界・地域のニーズに対応した人材育成等を促す。

④ いつでもどこでも学べる環境をつくる

改正教育基本法第3条（生涯学習の理念）の規定を踏まえ、だれもが生涯を通

じて学び、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の構築を目指し、情報通信技術も活用しつつ、必要な環境を整備する。その際、特に、個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用や、社会教育の推進を担う人材の資質向上や相互の連携協力を促す。

【施策】

- ◇ 図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進
 - ・ 図書館が住民にとって身近な「地域の知の拠点」として、だれもが利用しやすい施設としての機能を果たすよう促す。あわせて、司書の資質の向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。また、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備を支援する。
 - ・ 地域住民の参画を得ながら、地域の自然、歴史、文化等に関する質の高い博物館・美術館活動が行われるよう、子どもや地域住民が地域の美術品や文化財に触れる機会等の提供を支援するとともに、広域的な地域連携や館種を超えたネットワークの構築等を促す。また、学芸員の資質向上を図るため、その履修すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。
- ◇ 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり

公民館をはじめとする社会教育施設について、地域が抱える様々な教育課題への対応や社会の要請が高い分野の学習など地域における学習の拠点、さらには人づくり・まちづくりの拠点として機能するよう促す。あわせて、公民館の運営状況に関する評価の実施や、地域住民に対する積極的な情報提供を促す。また、社会教育施設における学習の成果を活用した、地域において必要とされているボランティア活動等を促す。
- ◇ 持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進

一人一人が地球上の資源・エネルギーの有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育(E S D)の重要性について、広く啓発活動を行うとともに、関係府省の連携を強化し、このような教育を担う人材の育成や教育プログラムの作成・普及に取り組む。

特に、E S Dを主導するユネスコの世界的な学校ネットワークであるユネスコ・スクール加盟校の増加を目指し、支援する。また、大学等と企業、N P O等の連携による、持続可能な社会づくりに取り組む環境人材の育成のための取組を支援する。
- ◇ 人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進

学校内外において、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた学習や仕事と生活の調和に関する学習、消費者教育、金融教育、法教育、エネルギー教育など、社会生活を営む上で重要な課題に対応するための学習機会の提供を推進する。

◇ 地域における身近なスポーツ環境の整備

心身の健全な発達に重要な役割を果たすスポーツに国民のだれもが生涯を通じていつでも身近に親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ等、地域における総合的なスポーツの場の育成・整備をはじめとした取組への支援を推進する。また、地域住民のニーズ等に応じた質の高い指導ができる人材の養成・確保・活用を促す。このような取組を通じ、成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とすることを旨とする。

◇ 「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり

だれもが生涯のいつでも必要な時に学び、また、何度でも新たな挑戦を行うことができる社会の実現に向けて、情報通信技術も活用しつつ、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等において社会人をはじめとする幅広い学習者の要請に対応するための取組を促す。また、放送大学について、全国の受講者の要請を一層踏まえた授業内容の充実や放送のデジタル化を活かした学習環境の整備等を支援する。

さらに、学習した成果が社会で適切に評価され、活用されるよう、学習成果の評価の仕組みについて検討する。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる
基盤を育てる

① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

「知識基盤社会」の時代を担う子どもたち一人一人の「生きる力」をはぐくむため、

ア 基礎的・基本的な知識・技能の習得

イ 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

ウ 学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度

を重要な要素とする「確かな学力」を養い、世界トップの学力水準を目指す。

【施策】

◇ 学習指導要領の改訂と着実な実施

「確かな学力」を確立するため、知的活動、コミュニケーションや感性・情緒の基盤である言語に関する能力の育成、理数教育の重視、小学校段階における外国語活動を含めた外国語教育の充実、十分な授業時数の確保などを目指す小・中学校の学習指導要領について、平成20年度に集中的に周知を図り、平成21年度から移行措置により可能な限り先行実施する。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施する。高等学校及び特別支援学校の学習指導要領についても速やかな改訂に取り組む。また、学習指導要領の運用を踏まえ、不断に見直しを行う。さらに、学習指導要領の改訂趣旨や理念が各学校や国民に深く理解されるよう、学習指導要領の解説を作成の上、これらを活用した全国各地での説明会の開催など必要な措置

を講じる。

授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支える条件整備について検討する。特に、小学校の外国語活動に関しては、平成21年4月に小学校5、6年生に英語ノート、各学校に音声教材等を配布し、平成22年度までに教員研修を計画的に実施するとともに、ALT¹等の外部人材の積極的な活用を支援する。中学校保健体育の武道必修化に伴う施設整備や教員研修、理科の観察・実験等の活動を充実させるための理科支援員等の配置や設備整備を支援する。

◇ 総合的な学力向上策の実施

- ・ 新学習指導要領を踏まえ、また、習熟度別・少人数指導や専科教員も活用しながら、基礎的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力等の育成や、言語に関する能力の育成、理数教育や外国語教育の充実などを促す。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成に加え、情報モラル教育の充実を促す。
- ・ 国民の科学技術に関する基礎的素養の向上、科学技術関係人材の育成に向けて、土台となる理数教育の質・量の両面の充実のため、大学や企業の研究者・技術者等の外部人材を学校において活用するなど、大学との連携等を促す。
- ・ 6-3-3-4制の弾力化に関し、小中一貫教育やいわゆる飛び級を含め、幼児教育と小学校との連携など、各学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討する。

◇ 教科書の改善

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付け、それらを活用する力をはぐくむことができるよう教科書の質・量の改善を図る。このため、教科用図書検定基準の見直しなど、児童生徒が理解しやすく教師が教えやすい教科書に向けた内容・記述・体様等の改善方策について検討を行うとともに、教科書検定手続の一層の改善を図る。

◇ 全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等

児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や指導の改善に活用するため、全国学力・学習状況調査を継続的に実施する。あわせて、その結果から児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題が見られる学校の改善に向けた取組への支援や、優れた取組の普及等を行う。また、すべての教育委員会、学校等において、保護者への説明責任を果たしつつ調査結果を活用し改善に向けて取り組む検証改善サイクルが確立されるよう促

注1 ALTとは、Assistant Language Teacherの略。外国語指導助手。教師と協力してティーム・ティーチング(協同授業)等を行う外国人のことを指す。

す。その際に、学校ごとの教育施策や教育指導の改善に向けて取り組むよう促す。さらに、高等学校についても、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習成果を多面的・客観的に評価する取組を推進する。

◇ 学校現場の創意工夫による取組への支援

学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書充実を図る。

② 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる

新学習指導要領を踏まえ、生涯をより良く生きようとする力の源泉となる豊かな心と健やかな体を育成する。あわせて、将来、社会の責任ある一員として生きる自覚を促し、そのために必要な資質を養う。

【施策】

◇ 道徳教育の推進

子どもたちの豊かな情操や規範意識、公共の精神などをはぐくむ観点から、道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の下での指導計画づくりなどを促進するとともに、指導方法・指導体制等に関する研究や教材の作成などに総合的に取り組む。特に、教材については、学習指導要領の趣旨を踏まえた適切な教材が教科書に準じたものとして十分に活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討する。また、子どもの発達の視点を踏まえつつ、家庭、学校、地域が一体となって徳育を推進するための諸方策について幅広く検討を行う。

◇ 伝統・文化等に関する教育の推進

- ・ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う観点から、我が国や郷土の伝統・文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進する。子どもたちが、学校や地域の文化施設において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動への参加ができる機会や、地域において民俗芸能、邦楽、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得する機会の提供を支援する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する。
- ・ 異なる文化的背景を持つ人々との相互理解を深め、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、各学校段階における国際理解教育の推進を促す。また、宗教に関する一般的な教養に関する教育の推進を図る。

◇ 学校における体育及び運動部活動の推進

- ・ 運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が依然深刻な問題となっていることから、新学習指導要領における小・中学校の体育・保健体育の授業時数の増加を踏まえ、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成する。
- ・ 学校体育及び運動部活動の充実を図るため、外部指導者の積極的な活用